

## 春日社興福寺の中世的確立

——毎日一切経転読の開始と東西御廊の成立を中心に——

松村 和歌子

一五二

### 初めに

先年「春日社廻廊と御廊成立をめぐる事情——春日宮曼荼羅と社記を中心に考える——」を成稿した<sup>①</sup>。論述の中心は、治承三年（一一七九）廻廊が南都の対立と抗争のただ中、防衛と政治的手段としての閉門の実現という現実的な必要から建造されたこと、社司を中心に神木信仰に基づく反対があり、その後の治承回祿が神意に背いて木を伐り廻廊を建てたことへの神罰だとする波紋が撰関家を中心に広がったことにあつたが、併せて、中門御廊成立が康和年間の白河院による毎日一切経転読と藤原忠実の長日唯識講開始を契機とすること示した。

実はその際、御廊建造に長治年間（一一〇四～一一〇六）の忠実の関与を想定したが、成稿後に気付いた諸々の史料から、成立は、康和二年（一一〇〇）の一切経転読開始直前で、春日社興福寺の一体化と中世的確立に大きな意味を持ったとの認識に至つたので、改めて御廊の成立を論じてみたい。

### 一章 一体化の前提としての一一世紀の春日社

#### 一節 氏神信仰の変化

春日社興福寺の一体化については、既に古く永島福太郎氏の「春日大社興福寺の一体化」<sup>②</sup>が、《元来興福寺、春日社が独立した存在で、興福寺の相当の努力によって実現したこと、また院政期に撰関家と院がどのように関与したか》<sup>③</sup>について要を得た認識を示している。興福寺の積極的関与については多くの成果があり、安田次郎氏の著書に集約されている。また撰関家の関与についても多くの成果がある<sup>④</sup>。

しかし当時の春日社については、詳しい紹介がないと思うので少し述べておきたい<sup>⑤</sup>。

春日社が平安期を通じて藤原氏全体の根本的な氏神であつたことは紛れもないが、二季の祭（春日祭）は、本来は氏人の参集すべき祭礼であつたものが、十一世紀にはその実態はなく、実際は、官祭として、つまり国家の支える神事として行われており、氏の長者は祭使の派遣、奉幣、神馬を遣わすなどの重要な関わりを持つが、都において春日祭神をまつる大原野社例祭と比べて別格という程ではないし、日常的には、賀茂上下社や石清水八幡宮など京都の有力神社への関心が勝る感さえある。こ

れは、中央貴族の信仰のあり方の根本的な変化によるものではあるが、<sup>⑥</sup>藤原氏の貴族にとつて春日社が信仰すべき唯一の神社でなくなっていたことは確かであった。

## 二節 十一世紀における組織と経済基盤の整備

平安初期二名しかいなかった春日社神官は、永祚二年(九九〇)四名になり、正暦三年(九九二)春日祭に神祇官から派遣される非常勤の神主が、常勤の春日神主となり、程なくその権官も制定された。(注5大東論参考照)中臣姓の預職神官に加え、神祇官出身の神官が神主に任じられたことで、ようやく春日社も主体的な組織としての体裁を整えたと言える。

添上一郡が、治安元年(一〇二二)十月十四日、後一条天皇の春日社行幸に伴つて寄進されたことは、『日本紀略』『小右記』に明らかで、その日の「後一條天皇宣命写」(『春日大社文書』一一一五)も遺る。当初から添上全郡に渡つたものかは疑問で、治安三年改めて中郷と楊生郷を寄進し、祭祀や修造、社司の給分に充てる「太政官符案」(『平安遺文』〇四九四)も遺る。長承三年(一一三四)の「官宣旨案」(『平安遺文』二二〇五)は、春日社添上郡領福智村内の東大寺領について寺役を認める裁定だが東大寺の解状にも「爰後一条御宇、添上郡北郷被免許春日御社之時、件郷内相交諸寺領田、有本券省符者可除之、不可得違越之由、被下宣旨畢者」とあるし、社司の解状に引かれる長元元年(一一〇八)の宣旨は、「中郷、楊生郷について先の宣旨(治安元年)に任せて官符省符のない領田から官物を徴して神事に宛用せよ」と述べ、「宣命文中無免許者、偏以可社領也」という。また近世の社記には、長暦年間に氏の長者藤原頼通が、大柳生、小柳生、坂原、邑治のいわゆる神戸四ヶ郷を寄進し、神供料等に充てたことが述べられる。本券の有無を問う訴訟や寄進を繰り返しながら

ら十一世紀に添上郡の内に徐々に社領としての内実が増していったものと想定されるだろう。神領寄進の年代と典拠を示しておく。<sup>⑦</sup>

さらに十二世紀初期には、撰関家寄進の旬祭や五節供の神供備進を基盤に日常祭祀や組織が確立し、御神楽などの新行事が開始される。春日社組織と神供備進の関係については拙稿に述べたことがあるし、また神供と年中行事への撰関家の関わりに注目する新たな論考もある。<sup>⑧</sup>

また若宮社の創建や若宮おん祭の創始にも撰関家の関わりが注目されることを拙稿にふれた。<sup>⑨</sup>御神楽については、池和田有紀「春日社の御神楽―撰関家との関わりから―」<sup>⑩</sup>などが注目している。私も注1拙稿で臨時御神楽と社家の唱導した神木思想の關係に言及した。

以上春日社への興福寺の影響力が増してくる十一世紀は、同時に春日社が撰関家や皇室の崇敬を受ける独立した宗教組織として発展しつつあった時代でもあったことを確認しておきたい。

## 二章 春日社東西御廊の機能

### 一節 名称と機能

春日社本殿四殿の前には、楼門を中央に東西に御廊が伸び(図1)西御廊は、北に曲がつて北御廊となり、三方が御廊に囲まれるが、御廊の成立以前は鳥居門を中央に瑞垣に囲まれた姿であったと考えられている。

近世まで、東御廊は、一切経廊、西御廊は唯識講廊と呼ばれることが多く、北御廊は長講廊(定講廊)と呼ばれ、一貫して神前仏事の空間として用いられてきた。『春日権現験記絵』第十五卷「唐院得業事」(図2)は、東御廊の経机の前で唯識論を読みくたびれて眠る僧を描く。

「文永十二年(一二七五)中臣祐賢記」(『春日社記録 日記二』所収)六



図3 江戸期の御廊の衝立障子

月十八日条には、御廊の衝立障子について祐定と寺家との遣り取りが記される。寺家から唯識講、一切経廊突立障子(図3参照)の修理に際し、預け置かれていた本様を修理する衝立と一緒に進めるよう指示した建長二年(一二五〇)の御教書を確認した上で、移殿から衝立障子の本様の絵を取り出して進上した。そこには「唯識講廊」また《絹繪四枚は安元元年の隆信筆跡》という書付があったとあり、唯識講



図1 春日大社中門、東西御廊

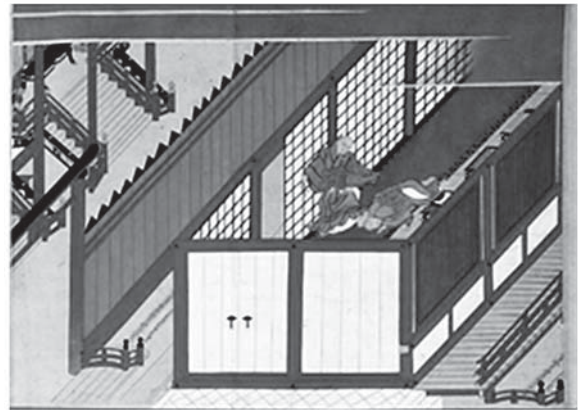


図2 春日本 春日権現験記 15巻

廊の呼称が少くとも安元元年(一一七五)まで遡ることが分る<sup>12)</sup>。一切経廊の呼称も同様だろう。「仁治二年(一二四二)中臣祐定記」(『春日社記録日記一所収』)四月十二日条では「一、今夜又唯識講廊アカノ具、盗人取之」とあり、唯識講檢校職である一乗院から、社家惣官が番の神人を連れて出頭するよう命じられており、唯識廊が、檢校職を持つ一乗院の管理下にあったことが分かる。先立って九日条に「一、今夜定講御廊ノアカの具被取盗人」ともあり、定講は、長講廊とも呼ばれた北御廊で、各廊に備え付けの仏具があったことが伺われる。

『永仁六年(一二九八)造替条々注進状』は、楼門并參ヶ廊に新調すべき鋪設具を上げる。これは永仁年間の社頭での乱闘により多くの死傷者が出て、穢れが生じたことに伴う仏具の新調であり、仏教空間としての規模を伺わせる。東廊(東御廊)には、衝立障子も見え、中廊(西御廊)に高座が上げられるのは、唯識講との関連であろう。

## 二節 先行する神前仏事

春日社での神前読経による祈願はすでに九世紀末には見られ<sup>10)</sup>、十一世紀を通じて行われているが、祈禱僧は興福寺僧に限定されていた訳ではない。『後二条師通記』永長元年(一一九六)七月二十日条には、興福寺別当頼尊よりの消息に「以阿闍梨定浄籠御社三箇日祈禱、自古往乍置御堂僧、以他僧有御祈由訴訟云々」とあって他寺僧に春日社への祈禱が依頼されたことを抗議している<sup>11)</sup>。康和元年(一一九九)三月二十一日条に「春日御社人々祈事顕然之由、有其聞者、申合殿之處、被仰云、祈禱之由流布也、殿御時或以勘当、或以停止、雖差其人、可遣云三件事也者」とあって師実の意見を聞いた所、師実は、自分の時は勘当したり停止させたりしたので、そう云遺すようにとの意見だっ

たと分る。同二十七日条裏書に「春日御社人々祈事、行家朝臣承<sup>二</sup>仰旨<sup>一</sup>、別当許遣<sup>三</sup>消息<sup>二</sup>了、殿御時度々被<sup>レ</sup>加<sup>三</sup>制止<sup>一</sup>者」とあり、人々御祈制止が頼尊に伝えられた。注⑤三橋著書(一一七頁)は、藤原氏の人々の春日社への私的祈願の制止と解釈するが、これを興福寺が訴えた理由は思い付かず<sup>⑧</sup>、長元の記事同様、他寺の僧をもって春日で祈禱を行わせることを指していると考えておきたい。つまり十一世紀末が、興福寺による春日社の仏教的祈禱独占の境目だったと思うのである。

さて一切経転読に先んじて、春日社と興福寺の関係を深めたものとして法華八講が考えられる。『興福寺年中行事<sup>⑨</sup>』によれば、寛仁元年(二〇一七)二月二十日と十月二十日に勤行されたが継続せず、四月と九月に定日として行われるようになったのは、長元八年(二〇三五)氏長者頼通の時からという。『類聚世要抄』(成算堂文庫蔵)以下多くの史料が、起源を天曆元年(九四七)始行としており、根拠のあることと思うが、管見の所では、大規模な八講の概要を伺わせる記述は、十一世紀の『類聚世要抄』や平安末の『春日社記録 日記一』所収の杜家日記の記事が古く、制度が整ったのは十一世紀中期であったと考えられる。この料所が九条家領に含まれていることを考えても、撰関家が背景にあることは確かだ、興福寺学侶の中心僧侶が参加し、春日社社司による大規模な御供の備進や奉幣や祝詞なども含み、春日社と興福寺の一体化を大きく進めた神前仏事であり、本格的な考察が必要と思うが、ここではこれ以上踏み込む余裕がない。

ただ大規模であるとは言っても年に二度のことであり、興福寺僧が社頭に常駐したわけではないことが、ここで主題とする一切経転読とは質的に異なっていたと考える。

### 三節 他社の神前仏教空間

宮寺と呼ばれ寺僧により支配された石清水八幡宮では、神殿の前に仏教的空間として機能していた外殿があつてその成立は平安初期に遡る<sup>⑩</sup>。しかし賀茂社では、中門を挟む御廊は十一世紀初期には成立していたが、あくまで神事の空間であり、読経は、古くは下社神宮寺、十一世紀以降は、御廊の外の下社舞殿上社橋殿などで行われた<sup>⑪</sup>。

神前読経は、九世紀には、多くの神社で行われていたものの、神が仏事を忌むとする観念もあつて、やや離れた場所で行われるのが普通であつた。春日社と興福寺という緊密な関係があるとは言え、神前直近の仏教行事専用の空間としての春日社御廊の出現は、やはり特筆すべき画期だと言えよう。

## 三章 白河院の春日社毎日一切経転読開始と御廊成立

### 一節 御廊成立についての社記の記述と先行見解

先ず社記類に御廊の成立が治承三年(一一七九)の廻廊建造と同時と記されるのは、鎌倉時代の社記に、御廊成立の年代が明記されないのを、配置から南門や西廻廊諸門と同時と解釈したためだと考える<sup>⑫</sup>。

先行の見解として黒田昇義氏は、寛治七年(一一〇九三)白河院御幸の史料に登場する南廊が東西御廊であると主張する<sup>⑬</sup>。佐藤正彦氏は、南廊は幣殿とし、「旧記勝出」(『春日社記録 日記一』所収)大治二年(一一二七)四月条の「此度始登榔并安居房新、新造功」の記述から、御廊に上るための登榔が出来たこの時以前に御廊が成立していたと言ふ<sup>⑭</sup>。

ここでは、御廊が一切経廊、唯識講廊として機能してきたことを前提

に史料を再検討し、成立の年代を考察しよう。

## 二節 寛治七年白河院御幸と毎日一切経転読の開始

『春日権現験記』第二卷「寛治御幸事」は、白河院が寛治七年（一〇九三）に春日社に御幸し盛大な儀式を行ったことを伝え、「其後康和年中一切経論をか、せられて、社頭に経蔵をたて、百口の僧を、かれて転読せらる。越前国河口庄をながく供料に寄進せらる」と記し、康和年中に一切経寄進、経蔵の建造、転読の開始が始まったことを伝える。これは、『中右記目録』の康和二年（一一〇〇）五月十五日条に「院、於春日御社、被始一切経御読経」などから史実であると知られる。越前国河口庄は、室町時代まで興福寺をささえる重要な所領であり、その管理を巡っては一乘院と大乘院の間で争いがあり、その面からも注目されており、安田注③著書他取り上げる論考も多い。

この転読は、後に示すように一日二十人、五日で百人の僧が毎日一切経を転読するという大規模なもので、当然恒久的な空間を確保することが必要になる。古くから一切経廊と呼ばれた御廊は、経蔵とともに一切経転読の開始に伴って立てられたと考えるのが妥当だろう。

さらに尋尊の日記『大乘院寺社雑事記』（以下『雑事記』）長祿四年（二四六〇）三月二十二日の記事には、「一、春日一切経御廊結番懸札ハ、康和二年ニ被始之時ノマ、ナリ、雖然於供衆等名字者、毎年書改之、仍当時ノ供衆之名字ナリ、於年号者康和二年ト書之者也、為惣蔵司代役毎年書之云々、札ハ黒ヌリ、文字コフン白也、」とあり、以下実際の札の内容が写されている。「春日此一切経御讀経結番、一番自一日至六日（中略）右依三院宣結番状如件、康和二年正月十五日 大法師― 大法師― 大法師― 大法師― 大法師― 大法師― 一切経御廊の結番掛札が康和二年の始行

時のままで、年号をそのままに、名前だけを書き改めた物であるという。経衆の構成等については後で検討するが、懸札の年号は『中右記』の記事とも一致しており、一切経転読開始と一切経廊の存在理由を確実に結びつけるものと言えよう。

尋尊は、この日に社参しておりその目で見たと事を書き記録したと思われる。大乘院を権威づける神前仏事の開始を物語る懸札の存在が、尋尊を強く感動させたのに違いない。

ただし、開始を同年の七月六日とする史料も多い。この日には、白河院が権律師永縁に春日社で一切経を供養させたことが、『興福寺別当記』に見える。鎌倉時代成立の『菅家本諸寺縁起集』（『校刊美術史料寺院編上』所収）の春日社条も、この日を始行としているし、元亀元年（一五七〇）に至る別当の伝記『興福寺別当次第』（『大日本仏教全書二二四』所収）には、日付は記さないが「康和二年白河院春日一切経被如置、発願導師権律師永縁」とあり、永縁導師によるものであることを示す。

さらに尋尊自身寛正五年（二四六四）の直筆『春日社毎日不退一切経方条々』<sup>28</sup>（以下『一切経方条々』）には、「康和二年七月六日一切経供養七僧、百僧、同十五日始行、一切経御読経」と記す。尋尊自身は、この矛盾に気付いていないのか、合理的な理解が成り立つのか今のところ不明だが、本来一切経の毎日転読の開始前に行うべき経供養の大規模な法要が何かの事情でずれ込んだものと考えておきたい。

## 三節 寛治七年の春日社頭

寛治七年白河上皇の御幸時の社頭の様子については大江匡房の詳しい記録「白河上皇春日社御幸記」（『大日本史料』『江記逸文集成』所収）が知られる。その三月二十日条を検討しよう。

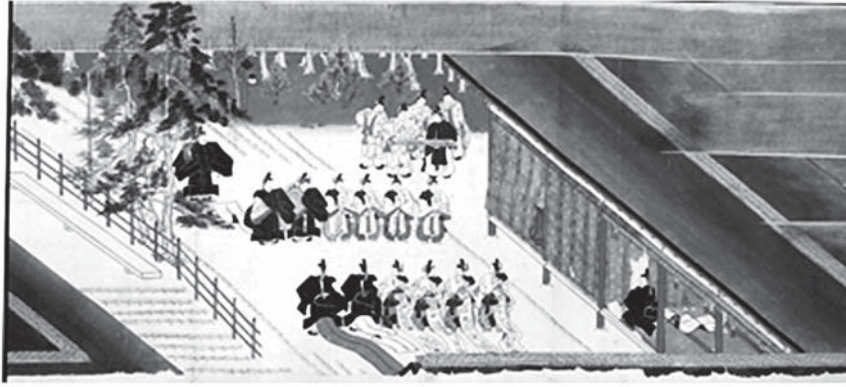


図4 春日本 春日権現験記 2巻

「入御於幣殿御所、此間予令中宮大夫申殿下、異姓之人可入哉、殿下仰云、如此之時不可忌、件屋四間二面、東并南有庇也、東第二間為御所、四面懸御簾、南庇又懸隔御簾為御休息所」とある。『中右記』同日条では、傍線の「幣殿御所」が「御社内御所社前南廊」と表現されているが、御簾の仕様などは、同様である。

また同行幸を描く『春日権現験記絵』第二巻寛治御幸事(図4)は、幣殿を御所に描く。これは後代の作画で、御廊も描いているが、御所については先述の「白河上皇春日社御幸記」や『中右記』の記述と一致している、実情を示しているものと考えられる。また以降の行幸啓の例も、東西御廊を御座所とすることはなく、『中右記』に言う南廊が、幣殿であることは、間違いないといえよう。

さらに楽座や神宝の配置についての『白河上皇春日社御幸記』の記述は、

「①件屋西有直會殿、子午屋也、件屋東庇為楽人座、當神殿瑞垣外坤角南寄、當直會殿馬通在東砌、立大鼓一面、其南立鉦鼓一面、②此間令敷葉、薦於神殿東中門前瑞垣外、東西妻戸官敷之、次殿上人等運立神寶、取、出、自、辛、櫃、運、之、先、是、件、辛、櫃、立、於、神、殿、南、瑞、垣、外、南、妻、御、裝、束、并

春日社興福寺の中世的確立

種々神寶等也、但此中至金銀幣者、各四枚柿串可取分一由、予召顯季朝臣於座下、仰之、其南置弓櫃劍櫃等、如常各仰蓋於櫃上置之」とあり、傍線①に、件屋つまり御所の西に直會殿があるとしており、この点からも幣殿が現在の位置であることが確かめられる。また神殿の瑞垣の坤つまり南西に大鼓と鉦鼓を立てているが、直會殿の東庇の楽人座と太鼓類は隣接していたはずで(図6参照)、寛治七年には、御廊がなかったことが確実である。②に中門とある用語も『貞観儀式』の「春日祭儀」に「大臣以下入自西方南門」「斎女還、就西門内屋」などとある他、『中右記』寛治六年二月六日の春日祭記事にも「引入自社西小門」とあるのは、西側の垣根に接続する鳥居門を指している。鳥居門も門と称されることは普通だった。内院瑞垣の中央にある鳥居を中門と言った可能性が高い。

瑞垣が本殿を囲む内院は、一般には楼門御廊に隠れて見えにくいですが、図5のように瑞垣の南面中央に鳥居があつて、菱戸が設けられ、門として機能している。鎌倉時代にもほぼ同様の姿であつたことは、図2他の『春日権現験記絵』から分かる。



図5 春日大社 内院の瑞垣と鳥居



図8 根津美術館蔵  
春日宮曼茶羅

根津美術館蔵 春日宮曼茶羅図8は、中門御廊のない姿の内院が描かれる。長承四年（一一三五）成立の若宮社、久安二年（一一四六）成立の三十八所社を描くのに、少なくとも十世紀には成立していた直会殿、幣殿等が描かれていない点から十二世紀に直接拝礼の対象となる内院を抽出して描いたと考えるのが妥当だろう。しかし中門御廊の成立以前には、参詣者には神殿はこの様に見えるにいた筈で、その記憶がなければ描かない絵画であると考えられる。

『春日社行幸記』の長承三年（一一三四）の記事には「例祝於楼門下申

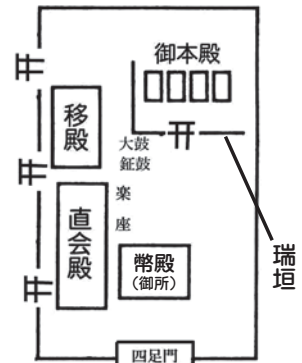


図6 寛治7年の社頭想定図



図7 康和以降の社頭図

也」とあるように楼門成立後は、その下が祝詞座であった。『中右記』嘉保二年（一一九五）二月六日条の春日祭の記事に社司の祝座が、中門下とあるなど十一世紀末には屋根のある門があったとする方が理解しやすい史料もあり、御廊に若干先行する門の成立については、見解を保留しておきたい。

#### 四節 一切経転読の内容と運営

『雑事記』寛正四年（一一四三）二月二日条には、「春日社三供御廊之内一切経御廊」「同一一切経御経蔵」についての書き上げがあつて、御廊と一切経蔵が一体のものとして運営されていたことがはっきりする。

毎日転読の実施のみに関わる人員構成は、惣蔵司一人、別蔵司四人、転読衆九五人、真言経衆五人、輪読衆一五人、准一切経一人、承仕五人であつた。また『一切経方条々』によれば、ひと月を五番（一〜六日、七〜一二日、一三〜一八日、一九〜二四日、二五〜晦日）各番に二十人、計百人の僧侶（経衆）が転読を行っていたことが分かる。また各番に各一名の蔵司と承仕が配されていた。以下主な職分等について記す。

##### ① 経衆中一切経転読衆

『一切経方条々』によれば、経衆の補任は、大乘院門徒には限られなかつたが、補任は、申文を検校所に提出して補任されるべきもので任免権は、大乘院にあり、良家の出身の堅儀を終えた者か住侶の上首を任命した。一切経衆を勤めることは、毎月米九斗（寛正五年当時は減じていた）の供料や衣服料として毎年絹、布、綿の配分を受けるという経済的利益があるだけでなく、興福寺僧としての重要なステータスであつた。永暦元年（一一六〇）「興福寺僧義海申文」（『平安遺文』三〇九〇）は、興福寺領水氷庄の相論についての文書だが、自らのステータスを示すため「義

海雖為短愚之器、為公家御祈、<sup>(普)</sup>社被転読一切経僧百口之内、真言経之口之其一也、<sup>(註)</sup>と謳う。『雑事記』明応七年(一四九八)正月二十二日条他、入滅記事にも一切経衆であることを記す例は多い。経衆の任免権を得ることは、大乘院の寺内での支配力を大いに高めるものであったことが推察できる。

## ② 経衆中真言経衆

経衆百口には、真言経典を読む真言経衆五口(加持御供とも呼ばれた)が含まれ、各番に一人が勤めた。「一切経方条々」に「一番衆随願寺<sup>号東小田原</sup>二番衆永久寺<sup>号内山</sup>三番衆南法貴寺<sup>号荒(壺坂)</sup>四番衆菩提山五番衆金

峯山<sup>号吉野</sup>各以上灌頂鉢補之外、菩提山・内山者大略良家衆被補之者也」とあるように興福寺配下の真言寺院五ヶ寺の灌頂を受けた僧が補任され、菩提山・内山永久寺では良家衆が補任された。実際は寺に割り当てられており、各寺院で番衆を組織していたことは、『雑事記』寛正二年十月八日条からも分かる。<sup>(註)</sup>

## ③ 蔵司

蔵司とは、經典の管理者であるとともに経衆の管理者で、各番の上首が転任するものであった。一番の蔵司にあたる惣蔵司は、『雑事記』寛正四年二月三日条によれば、大乘院門徒からの補任とされた。惣蔵司は、一切経蔵の管理者でもあった。一切経蔵の經典は、代々の関白や院の催す講のため奉出される大切なもので、厳重に管理されていた。

このことは、興福寺所蔵『大乘院御門跡御文庫古文書写』<sup>(註)</sup>の一切経蔵の指図(45)等からも分る。末柄豊氏の解題には「一切経蔵とは、白河院が康和二年に同社に奉納した一切経を収めた経蔵のことで、その転読料所越前河口庄ともども大乘院支配下にあった。」<sup>(註)</sup>とあり、一切経蔵の蔵経についての尋尊筆の二種の目録も紹介している。由緒深い経論の管理が重要な課題であり、大乘院の地位を保証するものであったことが伺わ

れる。また(45)の指図には、一切経転読の毎日着到簿も書き入れられている。

惣蔵司に任じられるのは大乘院門徒の上首で、権益も大きかった。日常の業務は代官を立てて行ったようだが、初任の時は、必ず代官を連れて検知し、大乘院に注進状を出したようだ。また一切経御廊の出席簿と言うべき留帳、懸札(Ⅲ章二節参照)は、惣蔵司の役で、経衆の勤仕の監督にもあたったであろうことが推測できる。

## ④ その他

これ以外に輪転衆十五名が大乘院門徒の経衆未入者の上首から五人、積薦から五人、声明師から五人が選ばれ、また准一切経は、梵音衆内の一薦が選ばれた。輪転衆は、欠番の補充役で、経衆は、欠番が生じても年末までは補任されず、輪転衆がその欠を埋める制度であった。

## ⑤ 一切経蔵

ところで康和二年に建てられた一切経蔵は、どこにあったのだろうか。<sup>(註)</sup>

大塚紀弘「中世春日社の仏教的空間」<sup>(註)</sup>は、『暦仁二年(二二二九)中臣祐定記』(『春日社記録 日記二』所収)四月条に収録される「春日社造宮小社以下三廊并舎屋作不作注進状」の「未造所々」の中に「一切経蔵<sup>築垣、四足門</sup>」とあるのに注目、記述に合致する建物を社頭を描いた春日曼荼羅に求め、(本社<sup>の東方</sup>)の築地に囲まれた建物がこれにあるとされる。

東は西の誤植と思われる、例として上げられた湯木家本には門しか見えないが、概ね一四世紀と考えられるm o a美術館本(図9)、には本社廻廊の西南に、四足門と瓦葺の白土の塀の中に、高床、檜皮葺で廊下をめぐらし、壁面は格子状で葺戸の様に描かれた建物が見える。一般的な板蔵とは違った格式ある建物だが、『旧記勝出』(『春日社記録 日記一』所収)大治二(一二二七)年四月条に「一、此月経蔵西立五間三面安居房新」とあり、「大東本皇年代記」(『春日大社蔵』清祓記中保安四年の記事に「経





図9 moa美術館蔵  
春日宮曼荼羅 14C 部分

蔵与御供所間、院雑色是武馬斃：」とあることなど位置はこのあたりと確定できる。更に『雑事記』寛正三年（一四六二）十月二十七日条に尋尊が一切経蔵を拜見した際《南側の四足門の鍵が紛失していたので東の小さな門を開いた》とあり、室町時代にも垣に囲まれ、南に四足門があったことも明らかである。ちなみに尋尊は、この門の額は、字は見えなくなつてはいたが、『春日権現験記絵』（第二卷「寛治御幸事」）にある伊房が書いた「御経蔵」の額であると記している。

近世には、一切経転読とともに一切経蔵も退転し、この一角は安居屋の敷地になったことが、地図や社記から分かり、『興福寺由緒其他記』<sup>④</sup>他では由緒が混同されている。内蔵経も四散してしまつたようで、目に付いた所では、尋尊の頃に一切経蔵にあつた後深草院の勅願新世講唯識論や紺紙金泥法華経八卷《白川院宸筆、外無量義経、観普賢経》<sup>⑤</sup>が、本談義屋宝蔵にあつたことが、『和州誌』<sup>⑥</sup>『興福寺由緒其他記』<sup>⑦</sup>から分る。

## 五節 一切経転読の開始の意味

—春日社興福寺をめぐるヒエラルキー—

### 1、一切経書写を巡る撰閲家と白河院

寛治の行幸は、撰閲家を中心とする藤原氏の面目であつたし、大きな行幸賞を伴うもので春日社・興福寺諸勢力への慰撫にもなつた。興福寺が深く成立に関わつたとされる『春日権現験記絵』<sup>⑧</sup>の中の第二卷「寛治御幸事」の占める重要な位置付けが、これを象徴的に示しているだろう。寛治年間には、白河院と撰閲家の関係はバランスのとれた宥和状態だったが、康和元年（一〇九九）には、関白師通が急死し、後を継ぐべき忠実は若く、大殿師実が存命とは言ふものの撰閲家は弱体化し、院との力関係のバランスが一気に崩れた。一切経転読は、その次の年に始まるのである。

一切経の書写や転読が、大規模な仏事ということを超えた国家的な宗教政策の一端であることについては、上川通夫氏による丁寧な紹介がある。院政期についても「白河院と撰閲家が写経事業における対抗関係にあつたように感じられる」と述べ、種々の具体例を示す。その例として春日社についても師実、師通が春日社でも寛治四年（一〇九〇）には一切経転読を開始させていたことを上げ「師通の死去（一〇九九年）の後、撰閲家の一切経に対する関与姿勢を明確にする」とのべ春日社での一切経転読開始をその最たるものとしてあげる。

『春日権現験記絵』第一卷「金峯山御幸事」の記載に従えば、当初施入される予定だったのは、大部大乘教であつた。実際、『中右記』嘉保元年（一〇九四）十二月十五日条には、「今日於春日社供養五部大乘経、五日十座有講筵云々、是上皇御願也」とあり、白河院の一切経事業は、これ以降に改めて開始されたと思われる。開始が康和元年の師通の死より後

だったかは不明だが、結果として王法による一切経事業のリードを確定させたと言える。

白河院寄進の一切経がどのようなものだったか古い史料は未見だが『和州誌』(注④)に「御廊承仕ノ家ノ旧記、人王七十三堀川院御宇寛治六年七月白河院金峯山幸時、左大弁匡房卿<sup>上</sup>仰、大部大乘経御寄進、同七年三月白河院 春日社行幸、康和年中金字一切経御寄進、自<sup>二</sup>行幸<sup>一</sup>八年後同加持御供備進」とある。

康和二年七月の一切経転読の導師は、白河院に近かったとされる永縁が勤めている。永縁は、撰闋家初の貴種別当覚信より十七歳年長で、学僧としての信望も厚く、当然とも言えるが、康和二年(一一〇〇)十月四日には、覚信が興福寺衆徒の騒動の責任を問われ、勅勘により二年もの間別当を留められている。これを考え合わせると、春日社興福寺への撰闋家の影響力を抑え込もうとする白河院の姿勢を感じずにはいられない。<sup>④</sup>

## 2、一切経転読開始と公家の祈祷

しかし白河院による一切経転読の開始は、興福寺春日社にとっては、後々まで大きな意味を持った。この時期には、賀茂上下社を始め多くの神社で神前仏事が開始されているが、かかる規模の神前仏事は、その後も例を見ないことであった。そして優良な荘園の寄進を伴う大規模な法要の実行は、撰闋家の貴種の入った院家を支える領所になっただけでなく、院を治天とする公家(こうけ)の祈祷を担うものとして、中世を生き抜く宗教的権門としてのお墨付きを得たという意味さえもった。公家の祈祷の料所であることが、越前国河口庄の維持を時の為政者に訴える大きな根拠として長く意識されたのである。白河院寄進の河口庄は『三箇御願領所等指事』(注34書籍Ⅲ部史料編②所収)により承久年間に雅縁が復興したことが知られるが、後鳥羽院の院宣を根拠として行われたのであり、検校職もまた院宣により保障された。同記録内の『御文書目録』(27)

によれば、その前も代々の院宣で保障され続けており、それ以降は、北条政子、三代将軍実朝からの文書が見られ鎌倉幕府によって保障されたことが分かる。

『安貞三年(一一二九)中臣祐定記』(『春日社記録 日記二』所収)正月廿一条に「社頭一切経転読、為当将军(頼経)之御祈也、一切経御庄河口の地頭退除之慶故云々」とあり、四代将军頼経は、撰闋九条道家の息として春日社を祖神としていたことは勿論だが、当将军つまり鎌倉幕府を代表する為政者として一切経料所の地頭の退除を行ったのだ。また『雑事記』には、足利将军家の保護が目につく。康正三年(一二五七)六月十四日には、「春日社一切経評定」直務の理由に「抽天下泰平之丹誠、致公武息災之懇祈之条、依事新子細不能之演説也」と謳う。翌年長禄二年九月二十四日条には、「一、就河口坪江直務為御礼、予上洛」とあるように将军家により直務が認められている。

## 3、白河院と春日社

更に白河院は、大治年間には法華唯識三十講を創始し、春日社造替、若宮社建立にも関わりうとした。<sup>④</sup>

「旧記勝出」大治二年三月二日(八日条)には、春日社造替の進捗を問う院宣が再三発せられ、社司に対して造替を能々監督し報告するよう厳しい仰せがあったことが分る。更に六月二十二日には院宣旨を帯びた院事(司)が宝蔵の神宝を検注している。また三月八日には「且又院宣、若宮御宝殿事不便也ケル事カナ、初当ヨリモ令造進ヘカリケル事カナとソ有仰ツル、但可早進社解状、若宮宝殿造進由下 宣旨」と若宮社創建への強い意志が感じられる院宣も出された。この年七月七日に白河院は崩御し、若宮社創建は、長承四年(一一三五)藤原忠実と興福寺が深く関与する形で実現したが、忠実失脚中の白河院の異例とも言うべき春日社造替と若宮への深い関与は注目し値する。また鳥羽院の春日社東御塔の建立

やそれによつて法会の創始、亀山院や後深草院の神前仏事を創始など院の御願による神前仏事の端緒となったと言える。(五章附節参照)

#### 四章 西御廊における長日唯識講の開始と意味

##### 一節 長日唯識講の開始

長日唯識講は文永六年(一二六九)成立の『中臣祐賢春日御社縁起注進文』(『神道大系 春日』所収)に「嘉祥二年(一一〇七)七月十日長日唯識講被始行之」とある他、『菅家本諸寺縁起集』に「毎日不退転唯識講者、関白忠一御願也」と伝え、『殿暦』同年七月十日条にその経緯が詳しい。「今日於春日御社始長日祈、須件料二儲置経論等、同今日供養也、雖<sup>レ</sup>然主上不快御問有<sup>レ</sup>其憚、仍延引、雖<sup>レ</sup>然依<sup>レ</sup>吉日一密々爾長日祈をハ始也、是一家故也、施入長河庄<sup>在大和國</sup>件庄余一門相伝<sup>天</sup>領掌シテ、以件地利可勤件祈也、抑此願少年時より雖企思、如此之庄菌不領掌間自以遅々、行事家司朝輔令參之、<sup>為一人許也、</sup>吉時巳時始之云々、余前三ヶ日精進」この長日御祈の内容は、「以僧五口最勝講、唯識講、<sup>各一座有論義、</sup>并大般若<sup>軌毎日転説</sup>」(『中右記』同日条)であった。堀河天皇の不快にも関わらず、密々<sup>各一座有論義、</sup>これをはじめたのは一家にとつて最重要で逼迫した緊急の願いがあったことだろう。

少年のころからの「此願」とは、直接は春日社への長日御祈開始であるが、その願意は、撰関家の嫡男として撰関の地位に上ること以外には考えられないだろう。堀河天皇は危篤状態であり、次の天皇である宗仁(鳥羽)の外戚藤原公実(閑院流)も摂政を望んでいることは明らかであった。七月十九日に堀河天皇が崩御し、鳥羽天皇が踐祚するにあたり、忠実が摂政として讓位のことを行おうとするのに中々白河院が許可を与え

ず、忠実をやきもきさせたことは『中右記』に詳しい。忠実は、長日御祈の甲斐あつてか、厳しい状況の中、辛くも撰関の地位を確保することが出来た。このことが忠実の春日信仰を一層篤くさせたのではないだろうか。『殿暦』によれば、撰関の地位も安定した三年後天元元年(一一一〇)七月五日には、御導師永縁、経転読発願導師経任によつて大々的に経供養を行ない、長日祈の仏具等も送られている。注目しておかなくてはならないのが、この行事が、氏の長者としての立場でなく、忠実一家の祈願として行われていることで、春日社が、一家の祈願所であるという位置付けがはつきりする。

『雑事記』の文明九年(一二七七)七月十日条には、東林院分の唯識講米の無沙汰についての記事があり、「□□三石□□供米夏冬両度二一石八斗宛曳之者也、百十六人ニハ四百七十七石六斗也、知足院関白御願也、撰家各御先祖也、毎日於春日社唯識講御廊講問修之、良家以下代官臈分勤之、当御願檢校ハ一乘院也」とあり、撰家累代の祖の発願と意識される。またこの条によつて忠実の長日祈の行われた場所が、唯識御廊であつたことが明確になる。忠実の御願による長日御祈が唯識講と呼ばれ、唯識廊の名付けの由来となつたことは、ほぼ間違いないだろう。

御廊建造が康和二年直前だとすれば、撰関家が主体的に御廊建造に関わつた可能性は少ないが、嘉保元年(一一九四)十二月の白河院の五部大乘経供養の翌年九月二十六日には、師実書写の唯識論が春日社で供養されて(『中右記』)など神前仏事の必要性は既に高まつており、唯識廊と忠実の関係を併せ考えると、康和二年以前に撰関家も関わつて御廊が建造された可能性もあると考える。

##### 二節 長日祈の内容と唯識廊の呼称

忠実が始めた長日祈は、確かに唯識講を含んでいたがそれだけではな

かった。むしろ唯識論が法相宗の根本經典であり、御廊が唯識の場として認識された故に唯識廊と称されたということなのかもしれない。

『春日権現験記絵』十五卷「唐院得業事」では、春日明神は御廊（但し絵では東御廊）で唯識論を読みくたびれていた僧を擁護している。『菅家本諸寺縁起集』所収の大乗院の本願隆禪の説話は、隆禪の母が《亡父が春日社を参詣した時に、唯識廊で若い僧が夜もすがら唯識論を唱えて慈父を回向するのを聞いてうらやましく、神仏に起請して子（隆禪）を得た》と語る。隆禪の亡父の盛年時に唯識廊があったとは考えがたいが、興福寺僧の起請の場として唯識廊が強く意識されていたことを伺わせる説話だと思ふ。

騎獅子文殊菩薩像（大東急記念文庫蔵）の胎内に納められた文永十年十一月晦日の『経玄願文』（『鎌倉遺文』一一四七八）は、同像が法華八講の季頭の助成の為に仏師康田と舍利寄進者堯田の三人が結縁して造立されたもので、童子に従う三人の神人の出現した夢に導かれ、「謹奉仰大聖之和光於擁護」によって仏舍利を籠めるのだと言う。また舍利について、「司奉籠釋尊之遺骨之由誓願、舍利講式等許座勤修、重年季畢、而依所望申、澄忍房堯玄於春日御社唯識講之廊、唐昭提寺之御舍利一粒、可奉相伝、但相伝委曲者、依有子細、雖不語申、実之招提寺之御舍利云事、更々不可有疑殆之間及誓言、而其語懇也」と舍利寄進者の堯玄が唯識廊で不思議な予言をし、その後夢のつげによりその通り感得したと云う。これは、明恵が神前参籠時に、貞慶からもらって懐中していた舍利に春日明神が寄り添う夢を見る話と相通じるもので、唯識廊が興福寺僧にとっての神聖な空間であったことを伝えてくれる。

## 五章 東西御廊成立の意義

以上具体的に御廊の成立を追ってきたが、最後に院政期という時代の中でどのような意義を持ったと考えるかを述べ、まとめに代えたい。

1、院政の開始される十一世紀は、官寺としての位置に揺らぎを生じていた興福寺が、春日社と接近し中央貴族社会に対して積極的な働きを強めた。本論では、あまり踏みこまなかったが、その象徴的行動が神木動座で、長期的な意味で貴族社会に春日社興福寺の宗教的権威を示したと考えている<sup>④</sup>。

2、摂関家が興福寺、春日社に宗教的、実際の関与を強めた時代で、興福寺が官寺から摂関家の御寺となり、摂関家を中心とする藤原氏の子弟が多く興福寺に入寺し中枢に就いた。特に忠実が叔父にあたる覚信や覚と連携して、興福寺の掌握に努め、また大衆を組織化しようとした事が注目される<sup>⑤</sup>。世俗的な身分が優先され、寄進所領を基盤とする院家が成立すると、在地領主層を出身とした中臈以下の衆徒が中央貴族出身の上臈の統率に対抗し、実力により興福寺を動かすことも生じる。ここに焦点を当てた研究は、既に多くの成果を上げているが、院政期初期には、興福寺全体を一つの主体と見る見方も有効だと考え、本論考では踏み込まなかった。

3、白河院の関与は、興福寺への人事介入、衆徒の武力鎮圧など、興福寺にとって否定的側面が強調されるが、本稿に論証したように白河院の寛治七年の御幸とそれに続く河口庄寄進を伴った毎日一切経転読開始は、春日社にとっても興福寺にとっても院政期における宗教的な地位確

立を象徴する出来事で、院を頂点とする宗教的ヒエラルキー、言い換えれば王法に包摂される意味づけを持った。院によって神前読経や神前法会、神社仏塔の建造など神仏を併せ拜む祈願が、大規模な作善として行われた時代、撰関家の氏神であると同時に院にとっても母方の氏神である春日社と一体化することで、興福寺は王法の信仰の新しい有力な受け皿となりえたのだと思う。

その前提には、春日社が神社としての整備と組織化を進め、王法を惹き付ける主体となっていたことがある。春日社と興福寺は、独立した宗教組織を保ちながら、一つの宗教的権門として機能し、中世を生き抜く体制を確立したとの見通しを持っている。

院と撰関家の春日社興福寺への関わりには、競合する側面があったが、院政期の撰関家の春日社と興福寺への信仰は、あくまで家としての信仰に留まったのであり、王法に包摂された中での信仰であったのではないかと考えている。

### 附節

院政期から鎌倉時代には唯識や長日(毎日)と付く多数の神前仏事があり混乱しやすいので、混同しやすいものの一覧を便宜として上げる。他にも多くの神前仏事がある(大塚注<sup>33</sup>論考参照)ことは、勿論だが、この一覧からも院と撰関家による盛んな神前仏事発願の様相が伺われるだろう。

④の尋尊御記(興福寺蔵)は年中行事他興福寺重要事項をまとめたもの⑤興福寺由緒其他記については、注④参照

開始年次	名称	勤行場所	本願	実施日	典拠
康和2年(1100)	毎日社頭一切経転読 毎日不退一切経転読	一切経御廊 (東御廊)	白河院	毎日	本文参照
嘉承2年(1107)	御社長日祈、長日唯識講、毎日不退唯識講	唯識講御廊 (西御廊)	藤原忠実	毎日	本文参照
永久3年(1115) (永久4年(1116))	院(法華唯識)三十講 ↓ 東御塔院三十講	社頭の何処か  東御塔に変更	白河院	3月20日~15日間  3月20日~10日間	①類聚世要抄、②三箇院家抄、③大乘院日記目録、④尋尊御記、⑤興福寺由緒其他記、⑥管家本諸寺縁起集
元永元年(1118)	西御塔唯識会	春日西御塔 (殿下御塔)	藤原忠実	3月15日~5日間	①、③、④、⑥、⑦中右記、⑧興福寺年中行事
鳥羽御宇	毎日唯識問答、番論議	長講(北御廊)	近衛基通	毎日	④、⑤
保延6年(1140)頃?	東御塔長日御祈祷  新唯識会	東御塔  八講屋	鳥羽院  近衛基通	12月8日~12日  4月20~10日間	②、⑥  ④、⑥、⑨文永九年祐賢記
正応元年(1288)	勅願新(唯識)三十講、 院新三十講	一切経御廊 <sup>⑫</sup> 八講屋④⑤	後深草院 (異国調伏)	2月・10月25日 ~各5日間	④、⑤、⑥、⑩勸仲記、 ⑫雑事記(康正3・8・23、 寛正6・2・18)
嘉元二年(1304)	唯識十講、向渕十講、 龜山院十講	但馬屋 <sup>⑫</sup> 八講屋④⑤	龜山院	11月9日~2日間  ⑫	④、⑥、⑪統史愚抄、⑫ (長祿2・11・9)

\*名称から春日社は省いた。

## 注

- ① 平成二〇年度科学研究費補助金基盤研究(C) 報告書「神社勸進・修造をめぐる唱導文芸に関する文献的研究」研究代表 近本謙介
- ② 一九五八『日本歴史』一二二五
- ③ 『中世の興福寺と大和』二〇〇一山川出版社
- ④ 日下佐起子「平安末期の興福寺―御寺観念の成立―」一九七〇『史窓28号』、元木泰雄著『院政期政治史研究』思文閣出版一九九六、同著『藤原忠実』二〇〇〇吉川弘文館等。
- ⑤ 一九九七年成稿の大東延和「春日大社史上もう一つの転機」が基礎論考になる。未刊であったが、『春日大社蔵「大東文書」目録』（『東京大学史料編纂所共同利用共同研究拠点研究成果報告書』二〇一一年度）掲載予定。また三橋正著『平安時代の信仰と宗教儀礼』（二〇〇〇統群書類聚完成会）は、当時の神社全体のあり方から春日社の該当期にふれる。注⑥参照。また拙稿「中世春日社の社司と祈祷」二〇〇八『国立歴史民俗博物館研究報告』一四二にも述べた。
- ⑥ 三橋注⑤著書において〈古代的な「祭―参加型」信仰が、撰関期に「祭―奉幣型」となり、院政期に神社という宗教施設を基盤に据えて成り立つ「神社信仰」に基づく「神社―参詣型」が形成され、氏の中の各家が信仰する神社を選択するようになる〉と位置づける。
- ⑦ 典拠 ①文永六年『中臣祐賢春日御社縁起注進文』、②文永十二年『中臣祐賢春日御社縁起注進文』、③『大東本皇年代記』（注③⑨）、④寛文三年『増補春日神社記』、⑤延宝七年『春日社年中行事』、⑥『興福寺由来其他記』（注④）、⑦明和七年『時廉卿記』⑧『春日大宮方記』 \*①②④⑤は『神道大系 春日』所収。⑥⑦⑧は春日大社蔵未刊
- ・神戸神供（神戸四ヶ郷） 長暦元年（一〇三七）頼通寄進④、長暦二年（一〇三八）頼道（通）寄進⑦
- \*③の中の託宣記に「天永三年（一一一二）四月九日、光末之孫仁与威儀□〔師〕妻付託宣云我領楊生三郷永不取と云…」とあり、社家の領地たる柳生郷が確認出来る。
- ・五節供神供 康和三年（一一〇一）③④、⑥⑧

春日社興福寺の中世的確立

## 三句御供

保安二（一一二二）忠通寄付、①⑧（⑤忠実寄付）

## 朝御供

寿永二年（一一八三）基通備進

\*⑦⑧などはこの通りの主張、③は、年号が永久二年（一一一四）、

④⑤⑥は、忠実寄付、寿永二年基通御願を主張（御願寄付逆転か）

## 夕御供

永久年（一一一七）忠実寄付③⑧

また『建久九年祐明記』（『春日社記録 日記一』所収）五月二十八日条他には柳生郷が正暦三年（九九二）以前から社家の領地であったと主張が見られる。

⑧ 「春日神人の基本的把握」二〇〇四『奈良学研究』六

⑨ 鈴木聡子「中世春日社年中行事の成立過程と藤原撰関家―節日行事を中心に―」二〇〇九『國學院大学伝統文化リサーチセンター研究紀要』一神前の長日御宿直と西御廊の長日祈（唯識講）、西御塔唯識会など名称の似た行事の取り違えがあり、忠実の時期に限定した考察になっているなど納得出来ない点もある。

⑩ 「春日若宮御神宝と若宮神社創建の謎―新発見の毛抜形太刀紹介をかねて」二〇〇一『奈良学研究』四注⑤拙稿

⑪ 二〇〇〇吉川弘文館『芸能の中世』（五味文彦編）、その他坪内綾子「中世春日社の神事と近衛家―二季御神楽を通して」二〇〇五『日本女子大学大学院文学研究科紀要』一二

⑫ 同じ六月の六日と思われる記事に「今日、於社頭、為寺之祈祷、百部唯識論并於廊間答講在之、衆徒下知也」とあり、御廊での大規模な唯識講の開催がその契機だったと考えられよう。

⑬ 佐藤正彦「中世春日社付属殿舎の造替について（一）」（一九七四『日本建築学会論文報告集』二二二）

⑭（東大史料編纂所架蔵『春日社旧記』第九卷一七号）

## 東廊

前机志脚在金属、花机志脚在金属、馨志在臺金属、燈臺玖本在金属、如意志、香炉花志莖、経机拾三脚在金属、御経箱貳合在銅栗形、闕伽具志前、香箱志合、油瓶子志口在鐵蓋、硯箱志合、礼盤志脚在半帖金属、明障子伍間内物見参間、連子障子肆間、布障子貳間、衝立障子志基在金属、円座志枚

## 中廊

前机貳脚在室物、花机壹脚在室物、馨壹在室物、燈臺一二本在室物、香炉花蓮貳莖、経机拾捌脚在室物、闕伽具壹前、香唐櫃參合、香櫃貳合、硯箱壹合、礼盤貳脚在半帖室物、高座貳脚在半帖室物、桶壹口、明障子陸間内物見間、連子障子肆間、布障子貳間、衝立障子壹基在室物、円座壹枚、西廊

前机壹脚在室物、花机貳脚在室物、馨壹在室物、燈臺肆本在室物、香炉壹在室物、香炉花壹莖、経机捌脚、如意壹、闕伽具壹前、油瓶子貳口在室物、硯箱壹合、明障子伍間内物見間、高座貳脚在半帖室物、連子障子伍間、闕伽棚手水棚新造之

※ここでの東廊は東御廊、中廊は西御廊、西廊は北御廊

⑮ 安田注③著書に詳しく考察されている。  
⑯ 『祈雨記』寛平十年（八九八）五月十六日条に八幡、賀茂上下、稲荷、松尾、春日、住吉等の明神と興福寺で僧綱等により読経による祈雨を行っている。

⑰ 御堂僧という表現が問題となるが文脈から興福僧を指すと考えられる  
⑱ 十二世紀には、社司の御師活動が盛んになり、参詣も盛んであることは、注⑤拙稿にも述べたし、この時機の興福寺の春日社掌握がそこまで進んでいると思えないことは、本論全体として示した。

⑲ 『大和文化研究』二二―八―九に翻刻⑰『文永六年中臣祐賢注進状』（注⑦参照）には、寛仁元年創始で、四月九日、九月四日の定日になったのは、康平八年（一〇六五）とする。

⑳ 『文永六年中臣祐賢注進状』（注⑦参照）には、寛仁元年創始で、四月九日、九月四日の定日になったのは、康平八年（一〇六五）とする。

㉑ 『鎌倉遺文』七二五―「九条道家処分状」

㉒ 当時から神前読経はここで行われたと思われるが、『小右記』『左経記』長元元年（一〇二八）一月四日条には、宝前で仁王経転読が行われたことが確認できる。

㉓ 『小右記』天元五年五月七日「中門北掖為侍從座、南掖廊（無板敷）」

㉔ 嵯峨井建「中世に於ける神前読経の場」二〇〇四『儀礼文化』三五

㉕ 文永六年（一二六九）の『中臣祐賢春日御社縁起注進文』（神道大系春日）所収）は神事と舎屋の濫觴を上げる中に

「①其後成二階楼事、治承三年二月廿六日棟上、造畢之後、号南門、一、西面南鳥居今度成、門、号慶賀門、一、西面中鳥居同成門、号僧正門、一、西面北鳥居同成門、号内侍門、②一中院廻廊十五間并二階楼一字、所謂三ヶ廊是也、」傍線①では南鳥居が今度つまり治承三年に成立、その他の門も同であると明示する。傍線②の中院廻廊には成立年月が記されないが、配置から①と同時に解釈されても不思議ではない。

⑳ 『春日大社建築史論』一九七八財団法人春日顕彰会刊

㉑ 『かすが』掲載の春日社寺曼荼羅に見える建築の年代』一九七二『日本建築学術講演梗概集』

㉒ 成算堂古文書中大乘院文書一〇四号、一九六五福井県郷土誌懇話会『北国庄園史料』に翻刻

㉓ 注⑤拙稿、根津美術館図録『春日の風景』二〇一一作品解説1参照

㉔ 国立公文書館本を石附敏幸氏が紹介二〇〇九『千葉大学人文研究』三九なお原本（千鳥家蔵）の影写本が東大史料編纂所に架蔵

㉕ 鳥居瑞垣の内院景観が継続したことを考えると、黒田氏の主張する二重の瑞垣構造の想定が必要となるが、その論拠とする延喜式などの記事からは、証明出来ないことを、岡本彰夫「春日祭旧儀考（上）」一九九六『神道宗教一六四号』が示す。

㉖ □社が於春日社であることは、『平安遺文』三〇一九 平治元年（一一五九）『僧義海申文』から分かる。

㉗ 興福寺教学における真言宗の重要性については、苦米地誠一『平安期真言密教の研究』二〇〇八ノンブル社二部三篇に詳しい。

㉘ 『興福寺旧蔵文書による古文書と古記録との関連についての史料学的研究』（二〇〇八科研費成果報告）

㉙ 注⑳末柄解題は、指図の経論と『雑事記』文正元年（一一四六）一二月四日条の惣蔵司好心の記録、またより古い文永元年（一二六四）十月に惣蔵司賢位が作成した目録との合致を示す。

㉚ 春日大社の回廊の北西のすぐ裏にある重要文化財の板蔵は、近世には八講蔵と称されていたが、これがかつての一切経蔵でもあるとする見解（大東延和「春日大社境内の土地・固有物件等に関する文献史料」一九九〇（財）春日顕彰会刊『史跡春日大社境内地実態調査報告書及び修景整備基

本構想策定報告書」もあるが、『春日社旧記』「永仁六年（二二九八）春日社造替注進記」（注⑭参照）の「一、舎屋事」には、「御八講倉貳宇」「一切経蔵（但檢校所御沙汰）」とあって別の建造物であることが明らかである。なお春日社の蔵については、藤原重雄「絵画史料に描れた蔵」『中世人のたからもの一蔵があらわす権力と富』二〇一―高志書院、参照

③⑦ 二〇〇九『日本宗教文化史研究』二五春日社の仏教空間を網羅して、具体的に春日社と興福寺の一体化を示す労作だが、春日社一切経蔵について、治承の兵火で焼失とするのには賛成できない。

③⑧ 美術館のご好意により熟覧の機会を得た。記して御礼申し上げる。

③⑨ 近年寄贈されたもので、『春日大社蔵「大東文書」目録』（注⑤参照）に翻刻収録予定

④⑩ 春日大社蔵未刊、享保一二年（一七二七）一二月興福寺宝蔵院の筆写にかかる記録で、興福寺蔵『興福寺濫觴記』（『大日本仏教全書』寺誌叢書第三所収）と内容の共通する部分が多いが、春日に関する行事等の記述が詳しい。

④⑪ 春日大社蔵未刊、元禄十三年（一七〇〇）、奈良奉行の与力玉井定時の著述にかかる『序中漫録』の冒頭部分と考えられ、春日や興福寺の文献を渉猟した詳細なもの

④② 『日本中世仏教史料論』（第二部 二章）二〇〇八吉川弘文館

④③ 尤も永縁は、撰闋家周辺の人々の法要にも関与して、撰闋家とけつして疎遠だったわけではない。興福寺の中心的存在として覚信をサポートする形で、白河院の一連の祈願の開始に積極的に関与したのだろう。

④④ 注⑩拙稿にふれた。

④⑤ 衣川仁「強訴考」（『中世寺院勢力論』二〇〇七吉川弘文館）の《強訴がある程度大衆自身によって統制され、朝廷によって期待容認された示威行為であると主張》があり、私も建久年間の神木動座についての一連の大宮家蔵史料（『鎌倉遺文研究』二九号に翻刻掲載予定）から貞慶に代表されるような学僧による理論的支援があった行動であると考えている。

④⑥ 注④日下論考、元木著書、また檜垣和志「中世興福寺の大衆統制」二〇〇九『歴史と神戸』二七六などもある。

本論考は一部、二〇一〇～二〇一一年度の東大史料編纂所 特定共同研究「春日大社所蔵「大東文書」の調査・撮影」の成果に基づいている。また東大史料編纂所藤原氏には種々ご助言をいただいた。

（春日大社宝物殿主任学芸員）